

陳情第9号

新型コロナウイルス感染症対策条例及び本条例に基づく情報発信につき見直しを求める陳情書

(要旨)

新型コロナウイルス感染症対策条例（以下、本条例という）第3条乃至第4条につき、議会が市の情報発信が適切か不適切かの評価・監視をする責務を果たした上で、市に改善を求める決議を採択することを要望する。

(項目)

令和2年度6月定例議会において成立した本条例に基づき、同年8月、学校・保育所等の感染発生時の集団PCR検査実施が決定され、その後、妊婦のパートナー、介護・障害施設でのPCR検査も市の全額あるいは一部負担で希望者に実施するよう拡充された。

本条例第3条にて、「適切な情報発信に努めなければならない」と規定されている。しかし、以下の点について市が偏りのない情報を市民に発信していると言えるか、適切な情報を踏まえた上での政策の施行なのか、疑問を持たざるを得ない。

- 1 検査に採用されているPCR検査（以下、本検査という）をもとにした感染者数・死者数の解釈の誤りがあるという指摘があること。

同年10月28日の第12回流山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議には2名の医師が出席し、本検査のサイクル数(C T値: Cycle Threshold)によって生じる偽陽性の説明等がされた。

本検査にて陽性、陰性が入れ替わった著名な体操選手も記憶に新しい。

世界の動向を見ると、同年8月29日ニューヨークタイムズの記事にて、本検査のサイクル数の設定で陽性結果は最大90%誤診であることが報じられ、波紋を呼び、本検査の問題と本検査を元にした統計に対する疑問が拡大している。

- 2 検査で陽性であれば死因を問わず、新型コロナウイルスを死因として届出をするように指導されていること。

同年6月18日の厚生労働省の通達による。

従って、死者数の統計を理解するにあたって考慮する必要があること、この通常医学とは異なる死者数の報告方法は、世界各国でも行われている事を市民が知っているか知らないかで、市民の選択が大きく変わる可能性がある。市は市民が適切な選択ができるように「適切な情報発信に努めなければならない」。

私達市民には、本検査を拡大した市の行政が適切なのかを考え、本検査を希望するかどうか選択する権利がある。

日本のテレビ等では、毎日のように、「感染者数が増えた」「感染拡大」の発表が続いている。この「感染者」達は最大90%偽陽性という情報を得ている市民が本検査を望むだろうか。

本検査で陽性の場合、2週間程度もの期間において隔離・生活の制限がされ、市民生活に多大な影響を与える。これが適切な根拠もなしに行使されれば人権侵害と言わざるを得ない。他県では、最大90%偽陽性の本検査の結果で隔離されたために経済的に苦境に立たされたり、差別を受けるなどして自殺するケースが起こっている。

愛知県では誤診断を受けた市民が裁判で勝訴している事例がある。

市民にこのようリスクがあるにも関わらず、市が偽陽性による人権侵害や誤治療、差別等を防ぐために十分な措置を行わないことは、不誠実である。各種問題が発生した場合には裁判に発展する可能性も考えられ、責任の所在を問われる。

流山市議会（以下、本議会という）は、本条例第4条に基づき、市が、市民に対して細やかな情報を提供・共有できているか、市の施策の監視及び評価を行う責務がある。

本議会が本条例第4条に基づくその責務を果たし、市に情報発信の改善を求める決議をおこない、採択されることを求めるものとする。

（参考）

厚生労働省 同年6月18日事務連絡

新型コロナウイルス感染症患者の急変および死亡時の連絡について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000641629.pdf>

ニューヨークタイムズ同年8月29日記事

Your Coronavirus Test is Positive.

Maybe It Shouldn't Be.

（あなたのコロナウイルス検査は陽性でした。そうあるべきではないかも知れません。）

<https://www.nytimes.com/2020/08/29/health/coronavirus-testing.html>

「ここまでわかった 新型コロナ」

上久保靖彦・小川榮太郎（著）

「コロナパンデミックは、本当か？：コロナ騒動の真相を探る」

スチャリット・バクディ&カーリーナ・ライス（著）

「PCRはRNAウイルスの検査に使ってはならない」

大橋真（著）

令和2年11月16日

陳情者

流山市議会議長 青野 直 様